

文化資源活用事業費補助金（博物館等所有文化財の公開促進支援事業）交付要綱

令和 8 年 5 月 2 0 日
文化庁長官決定

（通則）

第 1 条 文化資源活用事業費補助金（博物館等所有文化財の公開促進支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）並びに補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成 1 4 年文部科学省告示第 5 3 号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、地方博物館等を対象に、展覧会の開催や展示環境の整備等の国宝・重要文化財の公開を促進する取組を行うことで、訪日外国人観光客の地方誘客や満足度の向上、地域活性化の好循環の創出を図ることを目的とする。

（交付の対象となる補助事業者、経費等）

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額、補助金の交付のための手続き及び補助事業終了後の手続きについては、この要綱に定めるもののほか、文化庁長官が定める補助要項によるものとする。

（交付の対象となる事業及び補助金の額）

第 4 条 文化庁長官は、補助要項に規定する補助事業の区分に応じ、補助対象経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（申請の手続）

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式 1）を別に定める提出期限までに文化庁長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、第 1 項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 6 条 文化庁長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式 2）を速やかに補助事業者

送付するものとする。

2 文化庁長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 補助金交付申請書が文化庁長官に到達してから交付の決定を行うまで通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に交付申請の取下書(様式3)を文化庁長官に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式4)を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の総額の20%以内で変更する場合は、この限りではない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

2 文化庁長官は、前項(1)又は(2)に該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式5)を補助事業者に送付するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止・廃止承認申請書(様式6)を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 文化庁長官は、前条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は、次の各号に掲げる場合は、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、本要綱、補助金の交付決定の内容又は法令、告示若しくは本要綱に基づく文化庁長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文化庁長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が

交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文化庁長官は、第1項第1号から第3号までに掲げる事由により補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、当該命令の日から20日以内を期限とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延届(様式7)を文化庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 前項に掲げる財産につき、文化庁長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付させることとする。

(財産処分の制限)

第14条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書(様式8)を文化庁長官に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった場合には、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、補助金の交付決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書(様式9)を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、文化庁長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書において、第6条第2項の定めにより設定した目標に対する成果を報告し、事業の改善に活用しなければならない。

4 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

5 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 文化庁長官は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式10)により補助事業者に通知するものとする。

2 文化庁長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 文化庁長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還については、第11条第4項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、文化庁長官の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書(様式11)を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式12)を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の報告書の提出があった場合には、必要に応じて当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還については、第11条第4項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金調書)

第20条 補助事業者(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(様式13)を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第21条 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文化庁に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定

に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第22条 文化庁長官は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを求め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文化庁長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。

(様式1)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
所在地
代表者氏名

令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)
交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条及び文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の区分

2 事業の名称

3 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

※事業内容に応じて、その他必要な書類を添付すること。

担当者氏名 連絡先

(様式2)

第 号

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項及び第8条並びに文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

令和 年 月 日

文化庁長官

記

1. この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は(下記のとおり修正するほか)申請書に記載された事業計画とする。
2. 補助対象経費の補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助金の額の確定額は、上記2の補助対象経費の実支出額(債務の確定した支出予定額を含む。)に補助率を乗じて得た額又は補助金の額(金額が変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
4. 補助事業は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の規定に従わなければならない。

担当者氏名
連 絡 先

(様式3)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)
交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条及び文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 令和 年 月 日
2. 補助金の交付の申請の取下げを希望する理由

担当者氏名 連 絡 先

(様式4)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)交付要綱第9条の規定に基づき、申請します。

記

事業の区分	
事業の名称	
変更する理由	
変更となる内容	

(注) 該当部分について、変更前、変更後の金額を確認できる資料(収支予算書等)を添付すること。

担当者氏名
連 絡 先

(様式5)

第 号

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で計画変更承認申請のあった令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第10条第1項の規定により、年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付することに決定したので、適正化法第10条第4項の規定により通知する。

年 月 日

文化庁長官

1. この補助金の変更交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2. この変更交付決定に伴い、前記1の事業に係る補助対象経費及び補助金の額並びに総経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。

補助対象経費及び補助金の額

補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円(補助率)
今回変更する補助金の額	円

3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の第3項から第5項までのとおりとする。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

(様式6)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)
補助事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)交付要綱第10条の規定に基づき、申請します。

記

事業の区分	
事業の名称	
中止・廃止をする理由	
事業の実施状況	

担当者氏名
連 絡 先

(様式7)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)
補助事業遅延届

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり所定の期間内に終わることが困難となりましたので、文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)交付要綱第12条の規定により届け出ます。

記

事業の区分	
事業の名称	
遅延する理由	
事業の実施状況	

担当者氏名
連 絡 先

(様式8)

第 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

補助事業者等 氏名又は名称及び住所

令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)
により取得した△△△△に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
第22条に基づき(※1)、次のとおりの処分について承認を求めます。

- ※1 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」
と記載すること。
- ※2 本件の担当部署・担当者・連絡先その他必要な事項を追加することができる。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する
処 分 (抵当権の設定))

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る 建物延面積	⑧建物延面積 の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助 年度	⑭処分制 限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容					⑰処分予定年月日
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合(承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されてない場合は交付額を確認でき

る決算書でも可)

- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画（担保に供する処分の場合）
- ・その他参考となる資料

（記入要領）

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

(様式9)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条及び文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の区分	
事業の名称	
補助事業の実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日

添付書類

- (1)収支決算書(委託費等の内訳書も含む。)
- (2)支出証拠書類(契約書、領収証等)
- (3)事業の成果書類(ポスター、新聞記事等)
- (4)その他

担当者氏名
連 絡 先

(様式10)

第 号

令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)
額の確定通知書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条及び文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

令和 年 月 日

文化庁長官

記

確定額 円

担当者氏名
連 絡 先

(様式11)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

補助事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受け施行中の補助事業について、文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の区分		
事業の名称		
補助事業の実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日(予定)	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費 の状況	予算額 円	支出済額 円
	備考	

担当者氏名
連 絡 先

(様式12)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)に係る
消費税等仕入控除額確定報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業)交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおりの報告します。

記	
事業の区分	
事業の名称	
補助金の額(交付要綱第15条第1項による額の確定額)	円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円

担当者氏名 連 絡 先

(様式13)

令和 年度文化資源活用事業費補助金(博物館等所有文化財の公開促進支援事業) 補助金調書

(地方公共団体名)

文部科学省所管

国			地方公共団体								備考
歳出 予算 科目	交付 決定 の額	補助 率	歳入			歳出					
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 国庫 補助金 相当額	支出 済額	うち 国庫 補助金 相当額	
(項)〇〇 (目)〇〇											

- ・「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- ・「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更生予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更生予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- ・「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。